

市民税の減免申請書に添付する書類

根拠規定番号	減免事由	必要書類		必要書類に係る説明
12	天災等による死亡・障害者	<input type="checkbox"/> ①り災証明書 <input type="checkbox"/> ②その他り災を証明できる書類	<input type="checkbox"/> ③障害者手帳 <input type="checkbox"/> ④死亡を証明する書類 <input type="checkbox"/> ⑤当該災害により死亡・障害者となったことを証明する書類	①によらない場合は②、③(④)によらない場合は⑤によること
13	天災等による住宅・家財・土地の損害	<input type="checkbox"/> ①り災証明書 <input type="checkbox"/> ②その他り災を証明できる書類	<input type="checkbox"/> ③被災状況が分かる写真 <input type="checkbox"/> ④当該災害により損害を受けたことを証明する書類 <input type="checkbox"/> ⑤損害明細書 <input type="checkbox"/> ⑥保険金・損害賠償金等に係る書類	①によらない場合は②、③がない場合、④は必ず添付⑤住宅、家財、土地毎に出来る限り詳細に記載すること⑥について、保険金の請求がある場合には保険金に係る書類を添付のこと
14	冷害等による農作物の減収	<input type="checkbox"/> ①損失額が分かる書類(農作物に係る損失額の算定において、要綱(注)第2条に規定する損失額を計算するための書類) <input type="checkbox"/> ②共済金額等に係る書類	<input type="checkbox"/> ③要綱に定める以外の方法により損失額を算定する場合は、その算定の基礎となる書類 <input type="checkbox"/> ④その他損失額の算定に必要な書類	必要に応じ、関係各署の発行する書類が必要となる場合もある。

(注)「要綱」:「市税の減免に関する規則等における農作物の災害に係る損失額の算定方法を定める要綱」

※「根拠規定番号」は市民税減免申請書中の「減免申請に係る根拠規定」の番号です。

※状況により、上記の他、市長が特に必要を認める書類が必要となる場合があります。